

介護支援専門員の登録・証交付・更新手続及び留意点について

介護支援専門員として業務に従事するためには、下記研修の修了後に所定の申請書を提出し、介護支援専門員証の交付を受ける必要があります。

研修を修了しただけでは介護支援専門員証の交付はされません。

- ・実務研修
- ・専門研修課程Ⅰ
- ・専門研修課程Ⅱ
- ・実務経験者更新研修（初回）
- ・実務経験者更新研修（2回目）
- ・主任介護支援専門員更新研修
- ・再研修
- ・実務未経験者更新研修

1 申請に必要な書類

「介護支援専門員として就業するためには【実務研修修了者用】」「介護支援専門員証交付申請の手続きの御案内【更新研修修了者用】【再研修修了者用】」を御参照ください。

2 申請の受付

「介護支援専門員として就業するためには【実務研修修了者用】」「介護支援専門員証交付申請の手続きの御案内【更新研修修了者用】【再研修修了者用】」を御参照ください。

【来庁の場合】栃木県保健福祉部高齢対策課 事業者指導班介護保険チーム（栃木県庁舎本館4階）

【郵送の場合】〒320-8501（宛先不要）栃木県保健福祉部高齢対策課事業者指導班介護保険チーム

※実務研修修了者は封筒に「ケアマネ登録書類在中」と朱書きしてください。

提出期限を厳守してください。

3 今後の更新に際して

介護支援専門員証の有効期限満了日が1年後となる介護支援専門員への更新通知書は、平成27年度より送付しておりません。

各介護支援専門員が介護支援専門員証に記載されている有効期限満了日を確認し、失効に注意してください。

有効期限満了日までに介護支援専門員証の更新手続を行わなかった場合、介護支援専門員として働くことが出来なくなりますので、各事業所においても、所属する介護支援専門員の資格管理を徹底してください。（別添「介護支援専門員証の更新手続きの徹底について」参照）

★申請書類等については、栃木県のホームページを御確認ください。

ホーム > 福祉・医療 > 高齢者 > 介護保険 > 介護保険情報

> 介護支援専門員の登録及び介護支援専門員証の交付に係る手続について

介護支援専門員として就業するためには 【実務研修修了者用】

介護支援専門員として業務に従事するためには、介護支援専門員として登録した上で、介護支援専門員証の交付を受ける必要があります。

研修を修了しただけでは介護支援専門員の登録や介護支援専門員証の交付はされません。

介護支援専門員の登録及び証交付にあたっては、登録申請及び交付申請が必要です。

1 介護支援専門員の登録申請に必要なもの

- (1) 介護支援専門員登録申請書(別記様式第1号)
- (2) 実務研修修了証明書の写し
- (3) **住民票**
- (4) 戸籍抄本(本研修受講申込時と現在の氏名が異なる方のうち、とちぎ健康福祉協会に氏名変更を申し出ていない方のみ提出が必要です。)

実務研修修了後3ヶ月以内に登録申請を行わない場合、介護支援専門員として就業しようとする際に、再度実務研修を受講し、修了することが必要となります。

2 介護支援専門員証の交付申請に必要なもの

- (1) 介護支援専門員証交付申請書(別記様式第6号)
- (2) **栃木県収入証紙 3,300円分**(申請書に貼付してください。)
 - ・国の「収入印紙」では手続きできませんので、間違いのないよう注意してください。
 - ・「栃木県収入証紙」は、足利銀行や県庁2階の生協売店等で購入してください。
(「とちぎ健康福祉協会」では取り扱っておりません。)
- (3) **6ヶ月以内に撮影した写真1枚(縦3.0cm×横2.4cm)**
 - ・無帽・正面・上半身・無背景のもの。**裏面に氏名を記入してください。**

※登録申請のみを行った場合で、登録日から5年経過し、介護支援専門員証の交付を受けようとする場合は、再研修を修了しないと介護支援専門員証の交付を受けることはできません。

介護支援専門員登録通知書及び介護支援専門員証の交付を郵送で希望する場合は、返信先の郵便番号、住所、宛名を記入した返信用封筒(切手不要)を添付して下さい。

返信用封筒の添付がない場合は、事務処理完了後お電話にてご連絡いたしますので、来庁(栃木県高齢対策課)していただき、身分証(免許証等)を確認の上、手渡しでの交付となります。

裏面へ続く

3 受付期間

・平成31（2019）年3月19日（火）から

平成31（2019）年6月18日（火）まで（必着）

ただし、交付年月日が平成31（2019）年3月中の介護支援専門員証の交付を希望される方は、下記受付期間中に申請を行って下さい。

・平成31（2019）年3月19日（火）から

平成31（2019）年3月26日（火）まで（必着）※

※この期間に申請を行った場合、交付年月日が平成31（2019）年3月中の介護支援専門員証を交付しますが、介護支援専門員証がお手元に届くのは、平成31（2019）年4月になる場合もあります。

申請書類等に不備があった場合は、交付年月日が平成31（2019）年4月以降となる場合もあります。

4 介護支援専門員証の有効期間の更新について

・有効期間の更新を行う際には、介護支援専門員証の有効期間満了日までに、更新に必要な研修を計画的に受講し、介護支援専門員証更新申請手続きを行って下さい。（更新に係る通知はありません）

・更新に必要な研修についてはとちぎ健康福祉協会、更新申請手続きについては当課のホームページで確認して下さい。

5 申請書類の提出先

上記の申請書類を栃木県高齢対策課事業者指導班介護保険チーム宛て郵送または持参（土日、祝日を除く）してください。

〈問合せ・提出先〉栃木県保健福祉部高齢対策課事業者指導班介護保険チーム

〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田1-1-20

TEL：028-623-3149 / FAX：028-623-3058

※手続きの詳細や申請様式は本課ホームページに掲載しております。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e03/welfare/koureisha/kaigohoken/1184231046003.html>

【注意】「とちぎ健康福祉協会」では、介護支援専門員証の交付に係る事務は行っていません。

介護支援専門員証交付申請の手続きの御案内

【更新研修修了者用】

介護支援専門員として業務に従事するためには、**介護支援専門員証の更新手続きを行う必要があります。**

研修を修了しただけでは介護支援専門員証は更新されません。

更新を受けるためには、所定の申請書を提出する必要があります。

1 介護支援専門員証の交付申請に必要なもの

(1) 介護支援専門員証交付申請書

(2) 研修の修了証明書の写し

(3) **栃木県収入証紙3, 100円分**(申請書に貼付してください。)

※国の「収入印紙」では手続きできませんので、お間違いのないように注意してください。

※「栃木県収入証紙」は、足利銀行や県庁2階の生協売店等で購入してください。

(「とちぎ健康福祉協会」では取り扱っておりません。)

(4) 6ヶ月以内に撮影した写真1枚(縦3.0cm×横2.4cm)

※無帽・正面・上半身・無背景のもの。裏面に氏名及び登録番号を記入してください。

(5) **介護支援専門員証(交付申請に伴い、原本を返却していただきます。)**

※業務の都合により返却することができない場合は、コピーを添付してください。

また、新たな介護支援専門員証を受領後、速やかに旧証を返却してください。

2 **登録している氏名・住所が変更になっているのに、変更の手続きをしていない方は以下の書類も併せて提出してください。**

(1) 介護支援専門員登録事項変更届出書(県ホームページからダウンロードできます。)

(2) ①氏名変更の場合は「戸籍抄本」 ※コピー不可

②住所変更の場合は「住民票」 ※コピー不可

③氏名・住所の両方を変更の場合は「戸籍抄本」「住民票」両方 ※コピー不可

3 交付される介護支援専門員証の有効期間について

現在交付を受けている介護支援専門員証の有効期間満了日から5年間。

4 受付期間

現在交付を受けている介護支援専門員証の**有効期間満了日の1年前から有効期間満了日まで**。

5 申請書類の提出先

上記の申請書類を栃木県高齢対策課事業者指導班介護保険チーム宛て郵送(有効期間満了日必着)または持参してください。

《問合せ・提出先》

栃木県保健福祉部高齢対策課事業者指導班介護保険チーム

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20

TEL: 028-623-3149 / FAX: 028-623-3058

※手続きの詳細や申請様式は県ホームページに掲載しております。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e03/welfare/kourei/sha/kaioghoken/1184231046003.html>

※更新研修修了後、有効期間満了日までに更新申請を行わなかった場合、介護支援専門員証が失効し、業務に従事できなくなります。

【注意】「とちぎ健康福祉協会」では、介護支援専門員証の交付に係る事務は行っていません。

介護支援専門員証交付申請の手続きの御案内

【再研修修了者用】

介護支援専門員として業務に従事するためには、改めて介護支援専門員証の交付を受ける必要があります。

研修を修了しただけでは介護支援専門員証は交付されません。
交付を受けるためには、所定の申請書を提出する必要があります。

1 介護支援専門員証の交付申請に必要なもの

- (1) 介護支援専門員証交付申請書
- (2) 研修の修了証明書の写し
- (3) 栃木県収入証紙3, 300円分 (申請書に貼付してください)
※国の「収入印紙」では手続きできませんので、間違いのないように注意してください。
※「栃木県収入証紙」は、足利銀行や県庁2階の生協売店等で購入してください。
(「とちぎ健康福祉協会」では取り扱っておりません。)
- (4) 6ヶ月以内に撮影した写真1枚 (縦3.0cm×横2.4cm)
※無帽・正面・上半身・無背景のもの。裏面に氏名及び登録番号を記入してください。
- (5) 介護支援専門員登録証明書 (A4版又は携帯サイズ) の写しまたは介護支援専門員証 (介護支援専門員証については、原本を返却していただきます。)

2 登録している氏名・住所が変更になっているのに、変更の手続きをしていない方は以下の書類も併せて提出してください。

- (1) 介護支援専門員登録事項変更届出書 (県ホームページからダウンロードできます。)
- (2) ①氏名変更の場合は「戸籍抄本」 ※コピー不可
②住所変更の場合は「住民票」 ※コピー不可
③氏名・住所の両方を変更の場合は「戸籍抄本」「住民票」両方 ※コピー不可

介護支援専門員証の交付を郵送で希望する場合は、返信先の郵便番号、住所、宛名を記入した返信用封筒 (切手不要) を添付して下さい。

返信用封筒の添付がない場合は、事務処理完了後お電話にてご連絡いたしますので、来庁 (栃木県高齢対策課) していただき、身分証 (免許証等) を確認の上、手渡しでの交付となります。

3 受付期間

- ・研修修了後、速やかに申請してください。

ただし、交付年月日が平成31（2019）年3月中の介護支援専門員証の交付を希望される方は、下記受付期間中に申請を行って下さい。

- ・平成31（2019）年3月18日(月)から

平成31（2019）年3月25日(月)まで(必着)

※この期間に申請を行った場合、交付年月日が平成31（2019）年3月中の介護支援専門員証を交付しますが、介護支援専門員証がお手元に届くのは平成31（2019）年4月になる場合もあります。

申請書類等に不備があった場合は、交付年月日が平成31（2019）年4月以降となる場合もあります。

4 介護支援専門員証の有効期間の更新について

- ・有効期間の更新を行う際には、介護支援専門員証の有効期間満了日までに、更新に必要な研修を計画的に受講し、介護支援専門員証更新申請手続きを行って下さい。（更新に係る通知はありません）
- ・更新に必要な研修についてはとちぎ健康福祉協会、更新申請手続きについては当課のホームページで確認してください。

5 申請書類の提出先

上記の申請書類を栃木県高齢対策課事業者指導班介護保険チーム宛て郵送または持参(土日、祝日を除く)してください。

《問合せ・提出先》栃木県保健福祉部高齢対策課事業者指導班介護保険チーム
〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田1-1-20

TEL：028-623-3149 / FAX：028-623-3058

※手続きの詳細や申請様式は県ホームページに掲載しております。

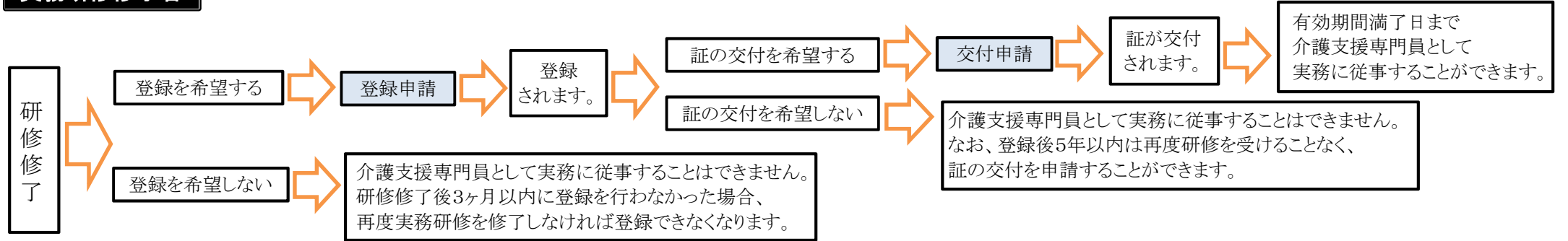
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e03/welfare/koureisha/kaigohoken/1184231046003.html>

【注意】「とちぎ健康福祉協会」では、介護支援専門員証の交付に係る事務は行っていません。

介護支援専門員登録・証交付の流れ

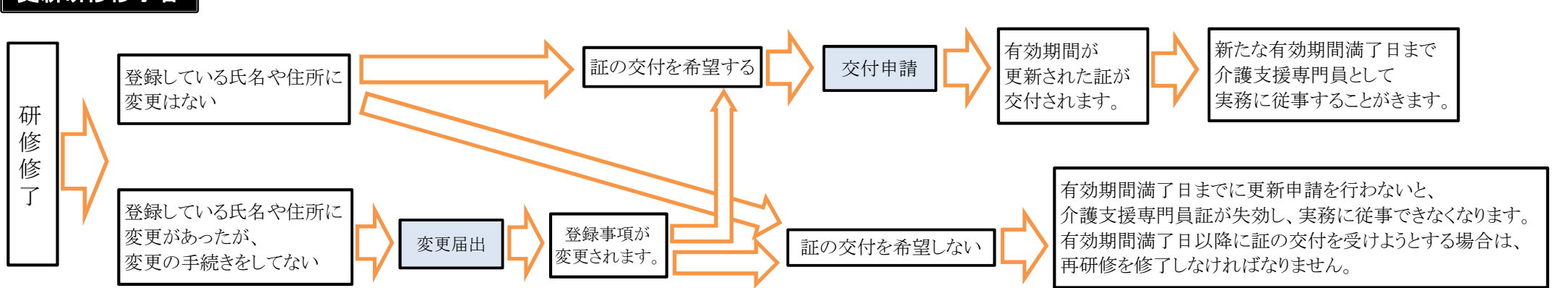
実務研修修了者

※研修修了後3ヶ月以内に登録を行わなかった場合、再度実務研修を修了しなければ登録できなくなります。



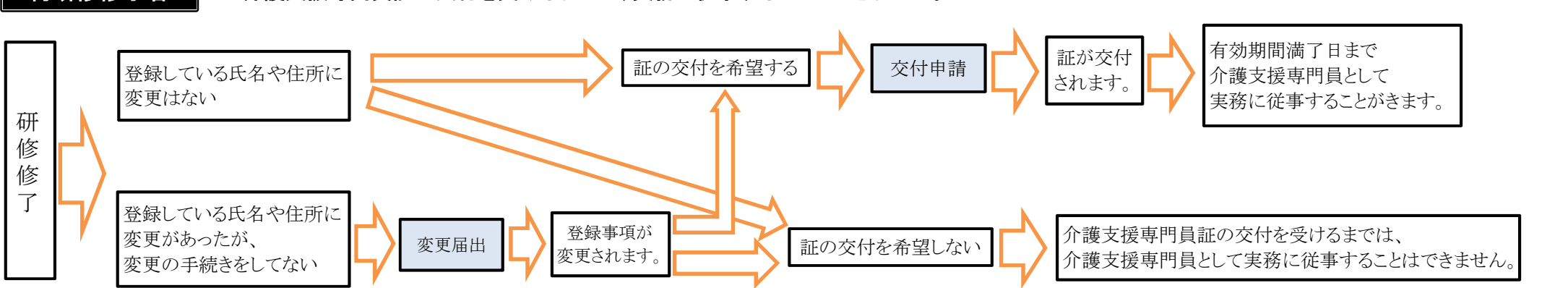
更新研修修了者

※有効期間満了日までに更新申請を行わないと、介護支援専門員証が失効し、実務に従事できなくなります。



再研修修了者

※介護支援専門員証の交付を受けるまでは、実務に従事することはできません。



主任介護支援専門員更新研修を修了した方の介護支援専門員証の有効期間について

主任介護支援専門員更新研修（以下、「主任更新研修」という。）を修了することで、従来の更新研修を修了しなくても本体の介護支援専門員証（以下、「ケアマネ証」という。）の更新手続きができるようになりました。

ケアマネ証の更新手続きを行う際、原則としてケアマネ証の有効期間満了日を主任更新研修修了証明書の有効期間満了日に揃えることとなりますが、申出があった場合、ケアマネ証の有効期間満了日を主任更新研修修了証明書の有効期間満了日に揃えないことも可能です。

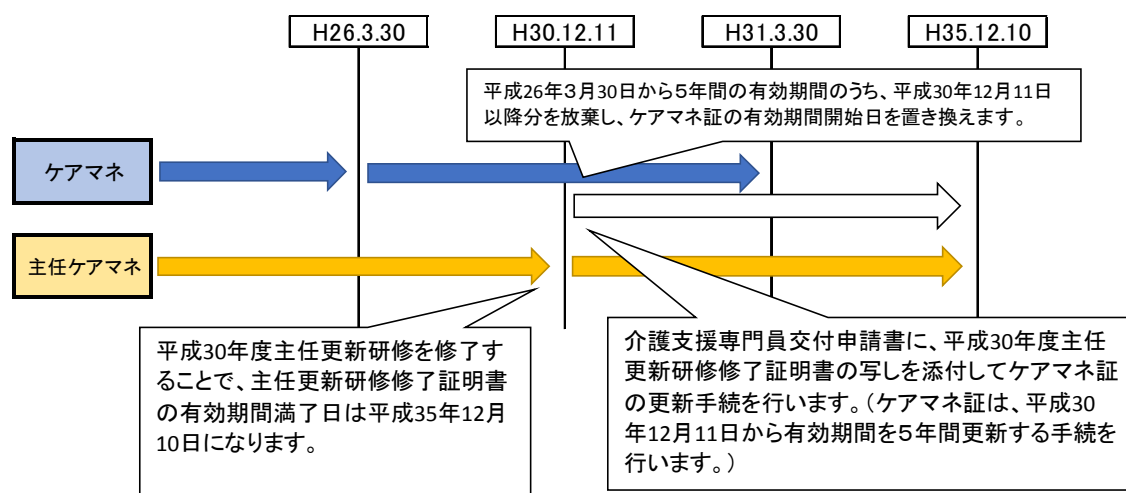
☆有効期間満了日の選択について

(1) ケアマネ証の有効期間満了日を主任更新研修修了証明書の有効期間満了日に揃える。

例：主任更新研修修了証明書の有効期間満了日→平成 35（2023）年 12 月 10 日

ケアマネ証の有効期間満了日 →平成 31（2019）年 3 月 30 日

ケアマネ証の更新手続き後の有効期間満了日 ⇒平成 35（2023）年 12 月 10 日

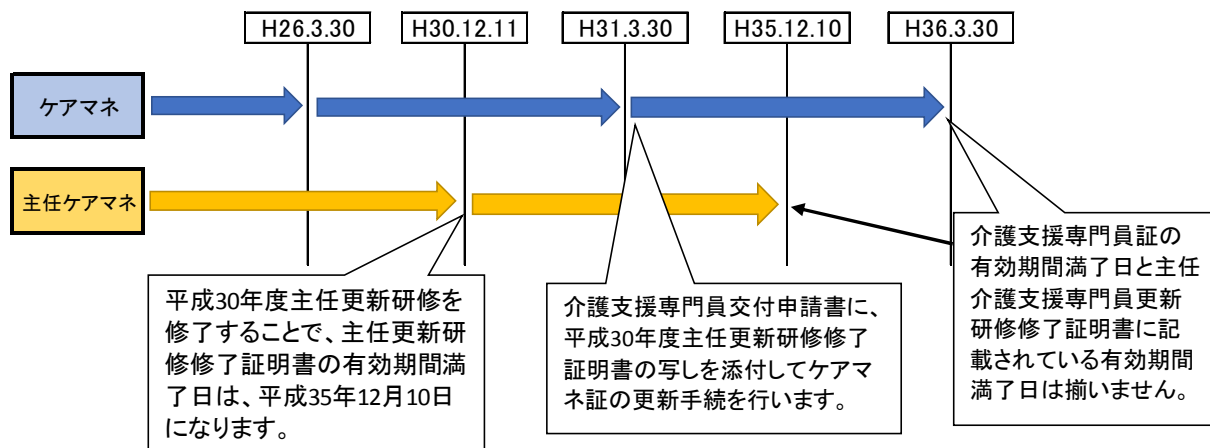


(2) ケアマネ証の有効期間満了日を主任更新研修修了証明書の有効期間満了日に揃えない。

例：主任更新研修修了証明書の有効期間満了日→平成 35（2023）年 12 月 10 日

ケアマネ証の有効期間満了日 →平成 31（2019）年 3 月 30 日

ケアマネ証の更新手続き後の有効期間満了日 ⇒平成 36（2024）年 3 月 30 日



※ただし、主任更新研修修了証明書の有効期間満了日の前に、ケアマネ証の有効期間満了日（現に有するケアマネ証の有効期間を5年更新した時の年月日）を迎える場合は、ケアマネ証の有効期間満了日を主任更新研修修了証明書の有効期間満了日に揃えることができません。

例：主任更新研修修了証明書の有効期間満了日→平成 38（2026）年 2月 12日

ケアマネ証の有効期間満了日 →平成 31（2019）年 3月 30日

ケアマネ証の更新手続後の有効期間 →平成 36（2024）年 3月 30日

（ケアマネ証の有効期間満了日を主任更新研修修了証明書の有効期間満了日とそろえると、ケアマネ証の有効期間を5年以上更新することになり、法令違反となってしまいます。）

※この場合、必要な添付書類のうち、「証の有効期間満了日に関する申出書」の提出は不要です。

